平成２３年（フ）第１１号
山口県岩国市麻里布町６丁目10番28―205号、開始決定時の住所広島市中区吉島町13番114号
破産者　秋山　春義
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３１号
広島市佐伯区五月が丘４丁目38番11号、開始決定時の住所広島市佐伯区五月が丘２丁目５番22号
破産者　岡田　　洪
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
秋田県仙北市西木町桧木内字山口263番地
破産者　浅利　為雄
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第３４号
秋田県仙北市西木町桧木内字山口263番地
破産者　浅利　　俊
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１９２７号
横浜市旭区東希望が丘217番地５　アサオハイツ105
破産者　柏倉　啓二
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９４２号
横浜市栄区犬山町12番２号
破産者　羽鳥壽美男
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４７号
北九州市門司区白野江３丁目20番21号
破産者　今井　雅興
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２９５３号
札幌市西区二十四軒１条２丁目２番11―408号
破産者　深澤　　薫
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０号
神戸市垂水区旭が丘３丁目７番４号、従前の住所大阪市西淀川区佃５丁目12番１―711号
破産者　大機鉄工所こと　大機　鋭明
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６６号
神戸市長田区三番町２丁目７番地の１　市住21―408号、従前の住所神戸市兵庫区大開通10丁目３番12―203号
破産者　田中冷機こと　田中　直紹
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８号
島根県益田市七尾町10番39号、開始決定時の住所島根県益田市美都町都茂1159番地２益田市営都茂上住宅７号室、前住所島根県益田市津田町1883番地
破産者　島内　義高
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第４７号
島根県益田市東町38番31号、前住所島根県益田市東町33番45号
破産者　塩満冨士夫
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１１２５号
熊本県菊池市泗水町永2855番地４、開始決定時の住所熊本県菊池市隈府1389番地
破産者　渡邊真一郎
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８５５号
京都市伏見区深草西浦町７丁目19番地　西浦住宅Ａ棟405
破産者　酒井　年美
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６０号
広島市西区東観音町８番25号　１Ｆ
破産者　柳川　浩人
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第７４号
三重県三重郡菰野町大羽根園青葉町16番地20
破産者　津江　良孝
1　破産債権の届出期間　平成24年９月21日まで
2　一般調査期日　平成24年11月15日午後１時30分
平成24年８月22日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５０５７号
大阪市阿倍野区美章園２丁目24番19号
破産者　株式会社ＯＴＮアド
1　破産債権の届出期間　平成24年９月21日まで
2　一般調査期日　平成24年11月８日午後３時30分
平成24年８月22日
大阪地方裁判所第６民事部